

ひたちなか市原子力災害 屋内退避及び避難誘導計画

(対象原子力施設：再処理施設， J R R - 3)

令和7年1月
ひたちなか市防災会議

目次

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の修正・見直し	1
第2章 原子力災害対策の基本的事項	2
1 原子力災害対策重点区域	2
2 防護措置の概要	5
3 防護措置を実施する判断基準	6
4 モニタリングポストと避難単位のひも付け	8
5 避難先及び避難経路等	10
第3章 住民の避難等に係る広報	13
1 情報の一元化と迅速な提供	13
2 広報の手段	13
3 広報のタイミング	13
4 広報の内容等	13
第4章 避難等の基本的な流れ	15
1 一般住民の避難等	15
2 学校等の児童生徒等の避難等	15
3 在宅の避難行動要支援者の避難等	15
4 観光客等の一時滞在者の避難等	15
5 社会福祉施設等入所者・病院等入院患者の避難等	15
第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査等	17
1 安定ヨウ素剤の配布・服用	17
2 避難退域時検査及び簡易除染	17
第6章 避難所の開設・運営等	19
1 避難先自治体との連絡調整	19
2 避難所の開設及び運営	19
3 避難所における要配慮者の支援	19
4 避難物資の確保	19
5 避難状況の確認	20
6 避難が長期化した場合の対応	20

第7章 複合災害への対応	21
1 複合災害への対応の基本的な考え方	21
2 自然災害に対する避難行動と放射線防護措置の関係	21
3 避難先及び避難経路の多重化	21
4 原子力災害の同時発災	22
5 国，県等との連携	22

第1章 総則

1 計画の目的

ひたちなか市原子力災害屋内退避及び避難誘導計画（以下「本計画」という。）は、ひたちなか市地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、試験研究用等原子炉施設及び再処理施設（以下「試験研究炉等」という。）において、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の防護措置を的確なものとするために必要な事項を定めることにより、住民等に対する放射線の影響を最小限に抑えることを目的とする。

2 計画の位置付け

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓として、国の防災基本計画等が修正され、試験研究炉等の原子力災害対策重点区域に含まれる市町村は、「屋内退避及び避難誘導計画」の策定が義務付けられている。

本計画は、ひたちなか市地域防災計画の一部として位置付け、本計画に定めのない事項については、ひたちなか市地域防災計画に拠るものとする。

また、国が定める「原子力災害対策指針」並びに茨城県が定める「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）（以下「県地域防災計画」という。）」及び「試験研究炉等に係る原子力災害に備えた茨城県屋内退避及び避難誘導計画ガイドライン」と整合を図り、策定するものとする。

3 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、防災基本計画、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改定をはじめ、関係機関等との協議や本市の各種対策の検討及び検証などを踏まえ、随時、修正・見直しを行う。

第2章 原子力災害対策の基本的事項

1 原子力災害対策重点区域

「原子力災害対策指針」において、住民等に対する被ばくの防護措置を短時間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある区域として原子力災害対策重点区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要であるとしている。

また、県地域防災計画においては、本市を原子力災害対策重点区域に含む原子力施設として、東海村に所在する機構サイクル研の「再処理施設」^{※1}及び機構原科研の「JRR-3」^{※2}について、その半径約5km圏をUPZ^{※3}に設定している。

※1 機構サイクル研の再処理施設…国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所の施設で、国内初の本格的な再処理施設。

昭和52年に運転を開始し、商業用発電炉である軽水炉や新型転換炉「ふげん」の使用済み燃料等を平成19年5月まで再処理していた。(再処理の工程において、使用済み燃料からは、ウランやプルトニウムが分離されるほか、高放射性廃液が残る。)

平成29年に廃止措置計画の認可申請を行い、平成30年6月に認可を受け、現在、廃止措置が進められている。廃止措置の完了までは、約70年を要する見通し。

※2 機構原科研のJRR-3…国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所の施設で、熱出力2万kWの研究用原子炉。

初の国産研究炉として昭和37年に建設された後、大規模な改造により、平成2年には照射設備、ビーム実験用設備及び冷中性子源装置を有する汎用型研究炉となった。

現在、JRR-3の設備を用いて、中性子ビーム実験や原子炉燃料・材料の照射試験、医療用ラジオアイソトープ(RI)や核変換ドーピングによるシリコン半導体の製造などが行われ、基礎研究から産業利用まで幅広い分野において利用されている。

※3 UPZ…Urgent Protective Action Planning Zone (緊急防護措置を準備する区域)。

放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、段階的に屋内退避、避難又は一時移転を実施する区域。

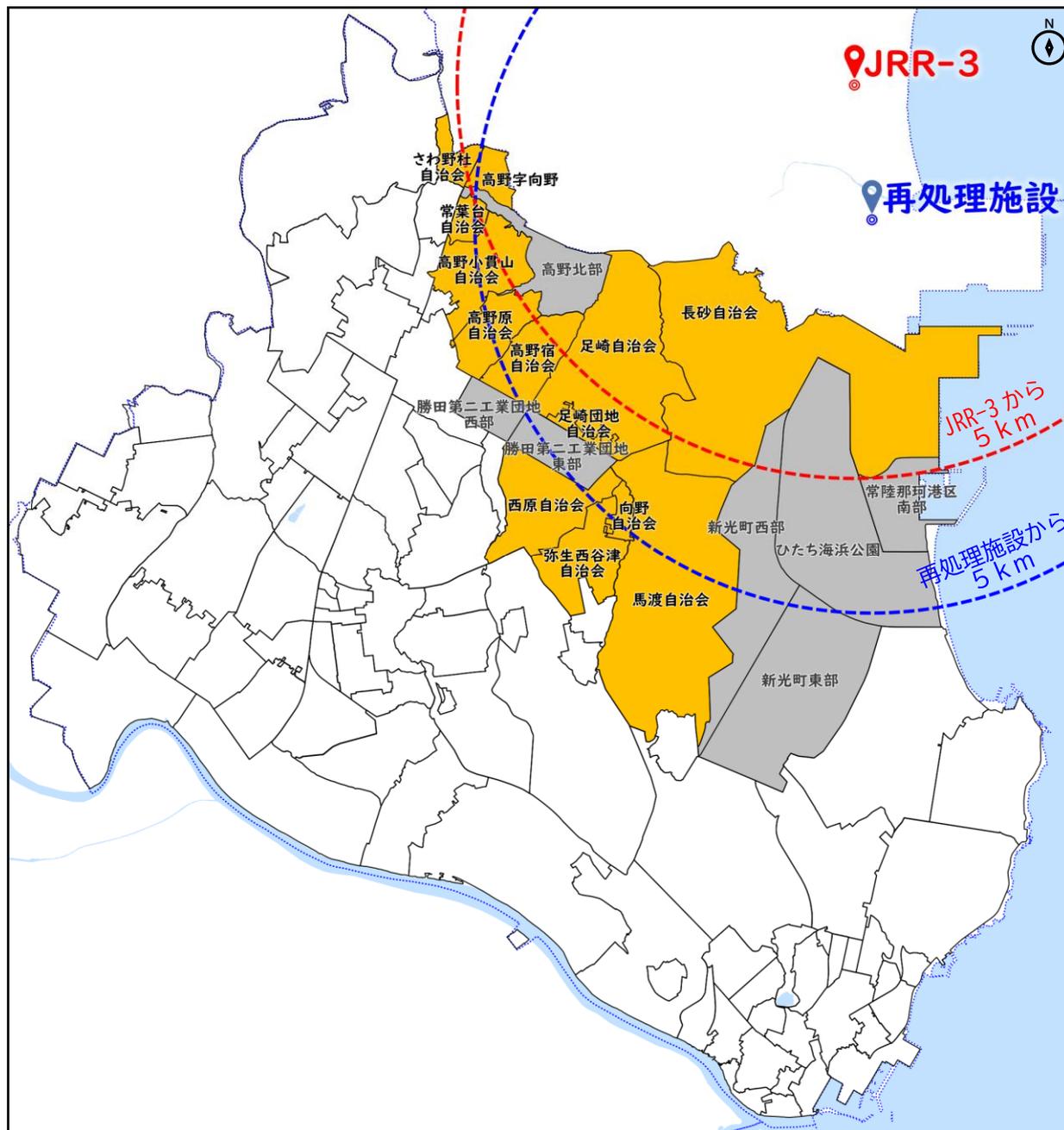
上記を踏まえつつ、本市においては、地域コミュニティを基本として自治会エリア等を「避難単位」に設定し、UPZに一部でも該当する避難単位の地域を原子力災害対策重点区域の対象とする。

なお、「再処理施設」及び「JRR-3」の位置は異なるものの、これらの2施設が近接していることや、住民広報の分かりやすさ、避難時の混乱の防止の観点から、原子力災害対策重点区域の対象をあえて同一にしている。

【原子力災害対策重点区域の範囲及び対象地域】

対象事業所／施設	原子力災害対策重点区域の範囲	対象地域	対象人口 (令和2年 国勢調査)
機構サイクル研 ／「再処理施設」	UPZ : 対象施設から 概ね5 km	さわ野杜自治会, 常葉台自治会, 高野小貫山自治会, 高野原自治会, 高野宿自治会, 高野字向野, 高野北部, 勝田第二工業団地西部, 勝田第二工業団地東部, 足崎自治会, 足崎団地自治会, 西原自治会, 長砂自治会, 向野自治会, 弥生西谷津自治会, 馬渡自治会, 新光町西部, 新光町東部, ひたち海浜公園, 常陸那珂港区南部	24,015人
機構原科研 ／「JRR-3」			

【原子力災害対策重点区域の位置図】



- 原子力災害対策重点区域の範囲…再処理施設・JRR-3のUPZ：対象施設から概ね5km
- 対象地域は、再処理施設かJRR-3のいずれかのUPZに一部でも該当する避難単位。
- 避難単位は、自治会区域を基本とする。
- 自治会未結成区域については、大字や小学校区、土地利用状況を勘案し、隣接する自治会に含めるか、別個の区域を設定している。
- 上記の対象地域のうち、灰色の部分は、用途が農地や工業団地、商業施設、港湾、国営公園など、労働者や観光客が滞在する地域。

2 防護措置の概要

試験研究炉等において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害対策重点区域の住民等に対して、以下の防護措置を必要に応じて講じる。

(1) 屋内退避

屋内退避は、自宅等の建物内に退避し、放射性物質の吸入を抑制するとともに、中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより、被ばくの低減を図るために実施する。

避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に行う。

◆屋内退避の意義

放射性物質が放出され、気象条件によって雲のようなかたまりとなって移動してきた場合には、独自の判断で逃げたところに放射性物質が飛んできてしまう可能性がある。また、住民が一斉に避難をすると、交通渋滞が発生し、屋外にいる時間が長くなる可能性がある。

このように、かえって被ばくのリスクを高めてしまうおそれがあるため、屋内退避の指示に従い、被ばく線量の低減や避難時の混乱・事故の防止を図ることが大切とされている。

◆屋内退避の留意点

- ・外から帰ったときは、顔や手を洗い、うがいをする。
- ・外気の侵入を防ぐため、ドアや窓を閉め、換気扇を止める。
- ・ペットを屋内に入れる。
- ・食品には、フタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管する。
- ・避難指示が出たときに備えて、非常時持ち出し品を準備する。
- ・屋内退避の長期化に備えて、3日分以上の食糧を備蓄する。
- ・屋内への外気流入により被ばく低減効果を失った場合や、日常生活の維持が困難な場合には、避難へと切り替える。

(2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るために実施する。

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施する。

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する。

◆避難及び一時移転をする際の留意点

- ・帽子やレインコートなどで皮膚の露出を少なくし、放射性物質の体への付着を防ぐ。
- ・マスクやタオル、ハンカチなどで口や鼻を覆い、放射性物質を吸い込まないようにする。

(3) 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで、経口摂取による内部被ばく

の低減を図るために国が実施する。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、国、県又は市の指示に基づき安定ヨウ素剤を服用する。

(5) 避難退域時検査及び除染

避難退域時検査は、表面汚染からの吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減並びに汚染の拡大防止を図るため、県が国、指定公共機関、原子力事業者等と連携の上、国の定める手順に従い実施し、避難者の汚染程度（放射性物質の付着状況）を確認する。避難退域時検査の結果、測定値が国の定める基準値を超える場合には、拭き取りや着替えによる簡易除染を行う。

(6) 甲状腺被ばく線量モニタリング

甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するため、放射性物質放出後に避難又は一時移転を行った妊婦、授乳婦及び19歳未満の者を対象に県が行う。

3 防護措置を実施する判断基準

国の「原子力災害対策指針」においては、防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築するとしており、放射性物質の放出の前後における判断基準が定められている。

(1) 放射性物質放出前の防護措置と判断基準

放射性物質の放出前である初期対応段階において、施設の状況に応じて、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3段階で緊急事態の区分を決定し、各区分に応じた予防的防護措置を段階的に実施する。この緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準を「EAL※」という。

※ EAL…Emergency Action Level（緊急時活動レベル）。

事故等の発生		事象の進展 (放射性物質の放出前まで)		
		警戒事態 AL : Alert	施設敷地緊急事態 SE : Site Area Emergency (原災法 10 条相当事象)	全面緊急事態 GE : General Emergency (原災法 15 条相当事象)
緊急事態区分	異常事象の発生	重大事故に至る可能性あり	重大事故が発生、放射性物質放出の可能性が高い	
判断基準の例	・東海村で震度6弱以上の地震が発生した場合 など	・原子力事業所内のモニタリングポスト1地点で5 μ Sv/h以上の放射線量のガンマ線が検出された場合 など	・原子力事業所内のモニタリングポスト2地点で5 μ Sv/h以上の放射線量のガンマ線が検出された場合 など	
防護措置	・情報収集	・屋内退避準備	・屋内退避 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・避難、一時移転その他の防護措置の準備	

(2) 放射性物質放出後の防護措置と判断基準

放射性物質の放出後の段階においては、「緊急時モニタリング」による測定結果を空間放射線量率等の観測可能な値による判断基準（OIL[※]）と照らし合わせ、区域を特定した上で避難又は一時移転，飲食物の摂取制限，安定ヨウ素剤の服用などの必要な防護措置を実施する。

※ OIL…Operational Intervention Level（運用上の介入レベル）。

放射性物質の放出		事象の進展 																					
緊急事態区分	全面緊急事態 GE : General Emergency （原災法 15 条相当事象） ※ 放射性物質の放出後																						
判断基準	地上 1m で計測した場合の空間放射線量率																						
	0.5 μ Sv/h 超 （飲食物に係るスクリーニング基準）	20 μ Sv/h 超 （OIL 2）	500 μ Sv/h 超 （OIL 1）																				
防護措置	<ul style="list-style-type: none"> ・（屋内退避，安定ヨウ素剤の緊急配布等を継続） ・数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日以内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・数時間内を目途に区域を特定し，1日以内に避難 																				
																							
	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い，以下の基準（OIL 6）を超えるものにつき，摂取制限 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">OIL 6</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">飲料水，牛乳・乳製品</th> <th style="text-align: center;">野菜類，穀類，肉，卵，魚，その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td style="text-align: center;">300 Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">2,000 Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td style="text-align: center;">200 Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">500 Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td style="text-align: center;">1 Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">10 Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td style="text-align: center;">20 Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">100 Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	OIL 6			核種	飲料水，牛乳・乳製品	野菜類，穀類，肉，卵，魚，その他	放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg	放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・避難又は一時移転の際に，国等からの指示により，安定ヨウ素剤を服用 ・避難又は一時移転をした避難者等に対し，避難退域時検査を実施し，以下の基準（OIL 4）を超える場合には，簡易除染等を実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">OIL 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">皮膚から数 cm での検出器の計数率 β 線 : 40,000cpm</td> </tr> </tbody> </table>	OIL 4	皮膚から数 cm での検出器の計数率 β 線 : 40,000cpm	
OIL 6																							
核種	飲料水，牛乳・乳製品	野菜類，穀類，肉，卵，魚，その他																					
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg																					
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg																					
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg																					
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg																					
OIL 4																							
皮膚から数 cm での検出器の計数率 β 線 : 40,000cpm																							
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難又は一時移転をした避難者等のうち，妊婦，授乳婦及び 19 歳未満の者を対象に甲状腺被ばく線量モニタリングを実施 																						

4 モニタリングポストと避難単位のひも付け

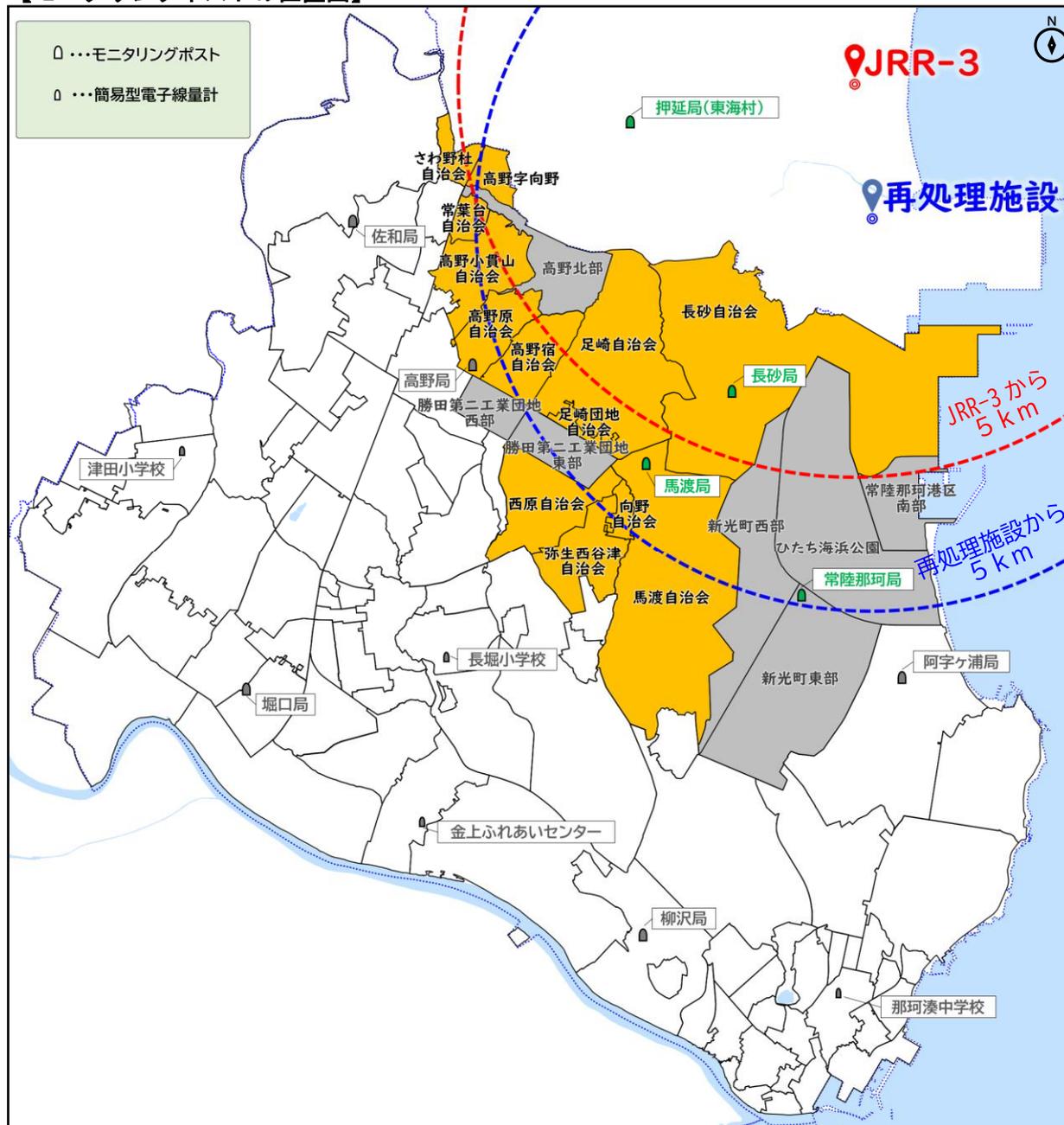
放射性物質の放出後は、O I Lの基準に照らし合わせ、必要な防護措置を実施するため、国、県等は、「緊急時モニタリング」により、空間放射線量等の測定・監視を行う。県は、あらかじめモニタリングポストを設置し、平常時から環境放射線の状況を把握するとともに、緊急時に避難又は一時移転をする必要のある区域を迅速に特定できるよう、モニタリングポストと避難単位のひも付けを行っている。

本市の避難単位の地域については、次のとおり、原子力災害対策重点区域内のモニタリングポストとひも付けられている。

【避難単位の地域とモニタリングポストのひも付けの対応関係】

避難単位	モニタリングポスト
さわ野村自治会	押延局（東海村）
常葉台自治会	
高野小貫山自治会	
高野原自治会	
高野宿自治会	
高野字向野	
高野北部	
勝田第二工業団地西部	
足崎自治会	馬渡局，長砂局
足崎団地自治会	
西原自治会	
長砂自治会	
馬渡自治会	
向野自治会	
弥生西谷津自治会	
勝田第二工業団地東部	
新光町西部	常陸那珂局
新光町東部	
ひたち海浜公園	
常陸那珂港区南部	

【モニタリングポストの位置図】



<参考：市内の空間放射線量率の測定地点>

● 県設置のモニタリングポスト（平常時から測定）

…馬渡局（勝田第三中学校），常陸那珂局（自動車安全運転センター），阿字ヶ浦局（阿字ヶ浦ふれあい交流館），堀口局（堀口小学校），佐和局（佐野中学校），柳沢局（那珂湊コミュニティセンター柳沢館）

● 事業所設置のモニタリングポスト（平常時から測定）

…長砂局（長砂転作推進センター），高野局（高野小学校）

● 県設置の簡易型電子線量計（緊急時に測定）

…津田小学校，長堀小学校，那珂湊中学校，金上ふれあいセンター

※ 上記の位置図のうち、灰色の部分は、用途が農地や工業団地，商業施設，港湾，国営公園など，労働者や観光客が滞在する地域。

5 避難先及び避難経路等

(1) 基本的な考え方

市は、住民等が円滑に避難又は一時移転を行うことができるよう、あらかじめ地域ごとに避難先を定めるとともに、避難経路を設定する。

避難先は、避難者が更なる避難又は一時移転を強いられることがないように、原子力災害対策重点区域外とする。

避難経路については、幹線道路を基本とし、各避難単位の避難経路が錯綜さくそうしないよう留意して選定する。

(2) 基幹避難所

円滑な避難と受入態勢の構築を図るため、避難単位の地域ごとに「基幹避難所」となる施設を設定する。基幹避難所においては、避難者を受け入れるとともに、収容可能人数を超過する前に最寄りの避難所を順次案内するものとする。これにより、避難者が目指す施設を明確にするとともに、避難者数に応じた柔軟な避難所の開設・運営を行うものとする。

(3) 移動手段及び一時集合場所

避難又は一時移転に当たっては、自家用車での移動を基本とする。

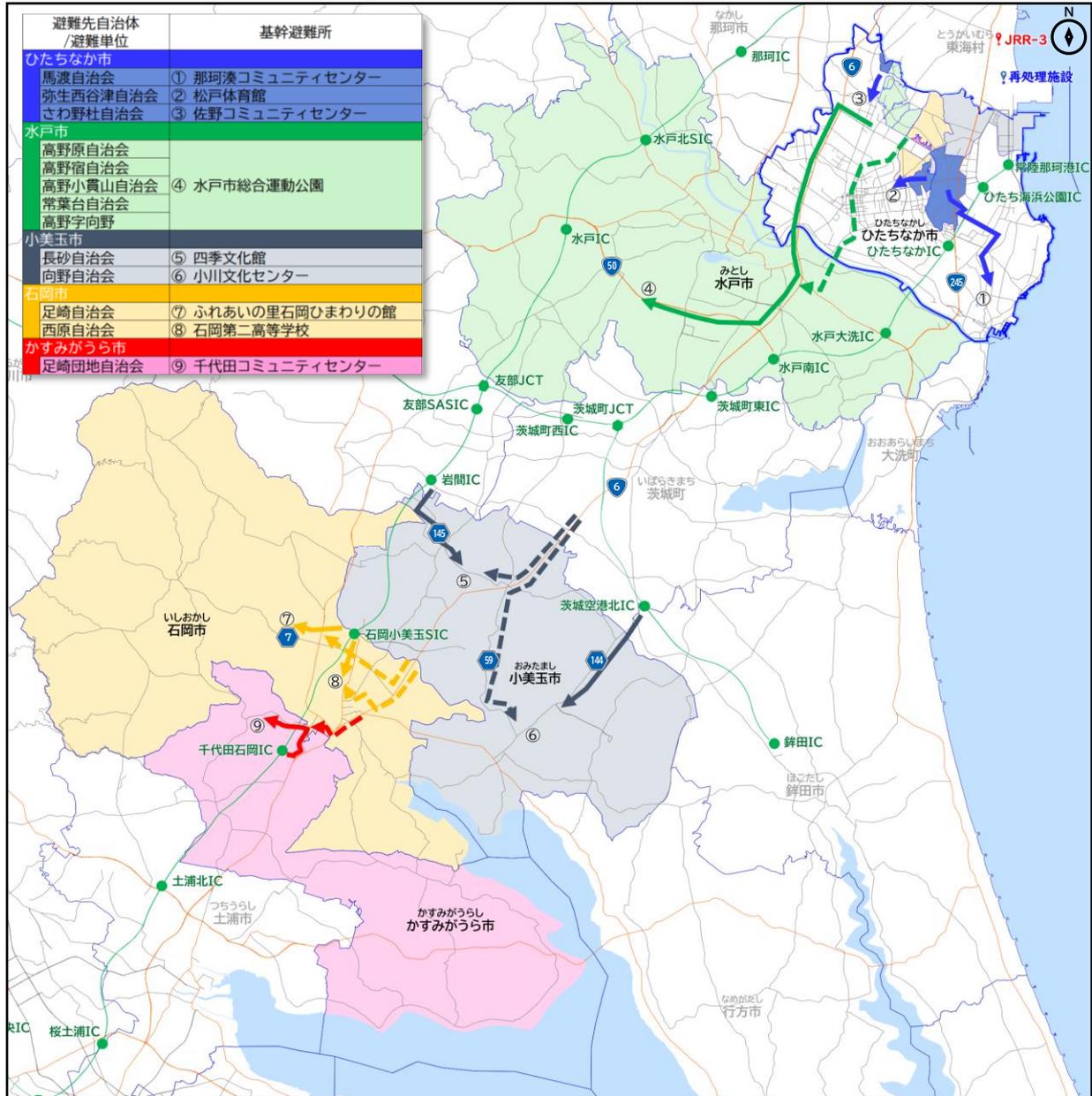
自家用車を使用できないなどの事情がある住民等については、滞在場所から最寄りの「一時集合場所」へ移動した後、県がバス等配車オペレーションシステムにより手配するバス等に乗車するものとする。

一時集合場所は、原子力災害対策重点区域内にある指定避難所を基本として設定する。

【避難先及び避難経路等】

避難単位	一時集合場所	基幹避難所	主な避難経路 (下線部は避難退域時検査場所の候補)
馬渡自治会	前渡小学校 総合体育館	ひたちなか市	那珂湊コミュニティセンター (鍛冶屋窪 3566)
弥生西谷津自治会	勝田中等教育学校		松戸体育館 (松戸町 2 丁目 6-1)
さわ野杜自治会	笠松運動公園 佐和高等学校		佐野コミュニティセンター (高場 190)
高野原自治会	高野小学校	水戸市	水戸市総合運動公園 (見川町 2256)
高野宿自治会			
高野小貫山自治会			
常葉台自治会			
高野字向野			
長砂自治会	長砂転作推進センター 勝田第三中学校	小美玉市	四季文化館 (部室 1069)
向野自治会	前渡小学校		小川文化センター (小川 225)
足崎自治会	勝田第三中学校	石岡市	ふれあいの里石岡ひまわりの館 (大砂 10527-6)
西原自治会	勝田中等教育学校		石岡第二高等学校 (府中 5 丁目 14-14)
足崎団地自治会	前渡コミュニティセンター	かすみがうら市	千代田コミュニティセンター (中志筑 2112)

【避難先自治体位置図】



●実線の矢印は主な避難経路，点線の矢印は主な代替経路。

●地図上の丸数字は，凡例の基幹避難所の位置。

第3章 住民の避難等に係る広報

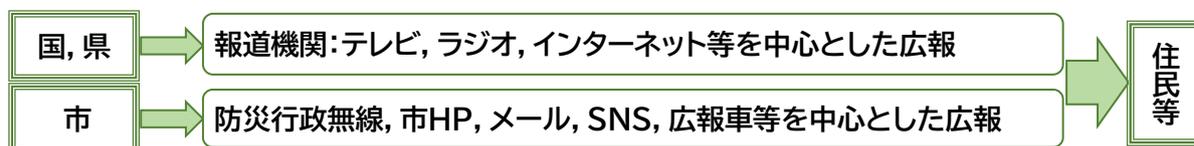
1 情報の一元化と迅速な提供

放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における流言飛語等の社会的混乱を防止するため、市は、国、県、関係市町村、防災関係機関等と密接に連携して情報の一元化を図るとともに、住民等に対し、的確かつ迅速な広報により情報提供を行うものとする。

2 広報の手段

市は、住民等への広報に当たっては、防災行政無線、市ホームページ、メール、SNS、広報車等の様々な情報伝達手段を、広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用する。

また、視聴覚障害者や外国人等にも配慮し、国、県等との連携のもと、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語や「やさしい日本語」による放送を行うほか、市ホームページの翻訳機能等を活用するものとする。



3 広報のタイミング

市は、事故や事象の状況、とるべき防護措置の段階などに応じ、迅速な広報を行う。

また、情報の空白期間が生じないように、特段の状況の変化がない場合にあっても、繰り返し広報を行うなど、定期的な情報提供に努めるものとする。

◆ 広報のタイミング例

- ・ 事故が警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等に至った場合
- ・ 災害対策本部等の特別な体制をとった場合
- ・ 事故の状況等に大きな変化があった場合
- ・ 屋内退避、避難等を指示する場合
- ・ 放射性物質が環境中に放出された場合

4 広報の内容等

市は、情報の発信元を明確にし、正確かつ分かりやすい広報に努め、住民等の適切な判断と行動を支援する。

事故発生後、初期段階の広報においては、「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置くものとする。

屋内退避、避難等の具体的な行動を求める段階においては、対象となる地域名、とるべき行動を具体的に明示し、対象地域への重点的な広報を行うとともに、対象地域外に対しては、対象でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

◆ 広報する内容の基本的事項

- ・ 事故の状況及びモニタリング結果等の環境への影響
- ・ 市や関係機関の対応状況
- ・ 住民等に指示又は要請をする行動（屋内退避，避難等の防護措置やその準備等）
- ・ 一時集合場所，安定ヨウ素剤の緊急配布場所，避難退域時検査場所，基幹避難所などの名称及び所在

第4章 避難等の基本的な流れ

1 一般住民の避難等

住民は、警戒事態の段階から情報収集に努めるほか、施設敷地緊急事態の段階で帰宅するなど、屋内退避の準備をする。

また、全面緊急事態の段階では、屋内退避の指示が発せられた段階で屋内退避を実施する。

その後、事故の進展によって避難又は一時移転の対象となった場合は、自家用車又は県が手配したバス等により避難する。

2 学校等^{※1}の児童生徒等^{※2}の避難等

学校等の管理者は、帰宅に支障がある場合を除き、警戒事態の段階から、児童生徒等を引渡しにより早期に帰宅させ、家庭において保護者とともに屋内退避又は避難準備等を行うことを原則とする。

なお、保護者が引渡しに来られないなどの理由により学校等からの帰宅が困難な場合には、学校等において屋内退避を実施し、さらに避難又は一時移転の必要が生じた場合は、学校等に手配されたバス等により移動し、避難先で保護者へ引き渡すものとする。

※1 学校等…保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。

※2 児童生徒等…幼児、児童及び生徒をいう。

3 在宅の避難行動要支援者の避難等

施設敷地緊急事態の段階において、在宅の避難行動要支援者は、屋内退避の準備をする。また、自主防災会、民生委員・児童委員等の地域支援者は、自身の安全を確保した上で、市と連携を図りながら、可能な範囲で避難行動要支援者の安否確認及び情報伝達を行う。全面緊急事態の段階では、在宅の避難行動要支援者は、屋内退避及び避難準備を行う。

避難又は一時移転の指示が発せられた段階で、家族以外の支援を必要とする場合には、健康状態に配慮しながら、市が県、消防、警察、自衛隊等の協力を得て避難を支援する。

4 観光客等の一時滞在者の避難等

国営ひたち海浜公園などにおける観光客や、港湾施設・船舶・工業団地などにおける労働者等の一時滞在者については、警戒事態の段階で帰宅を勧告する。

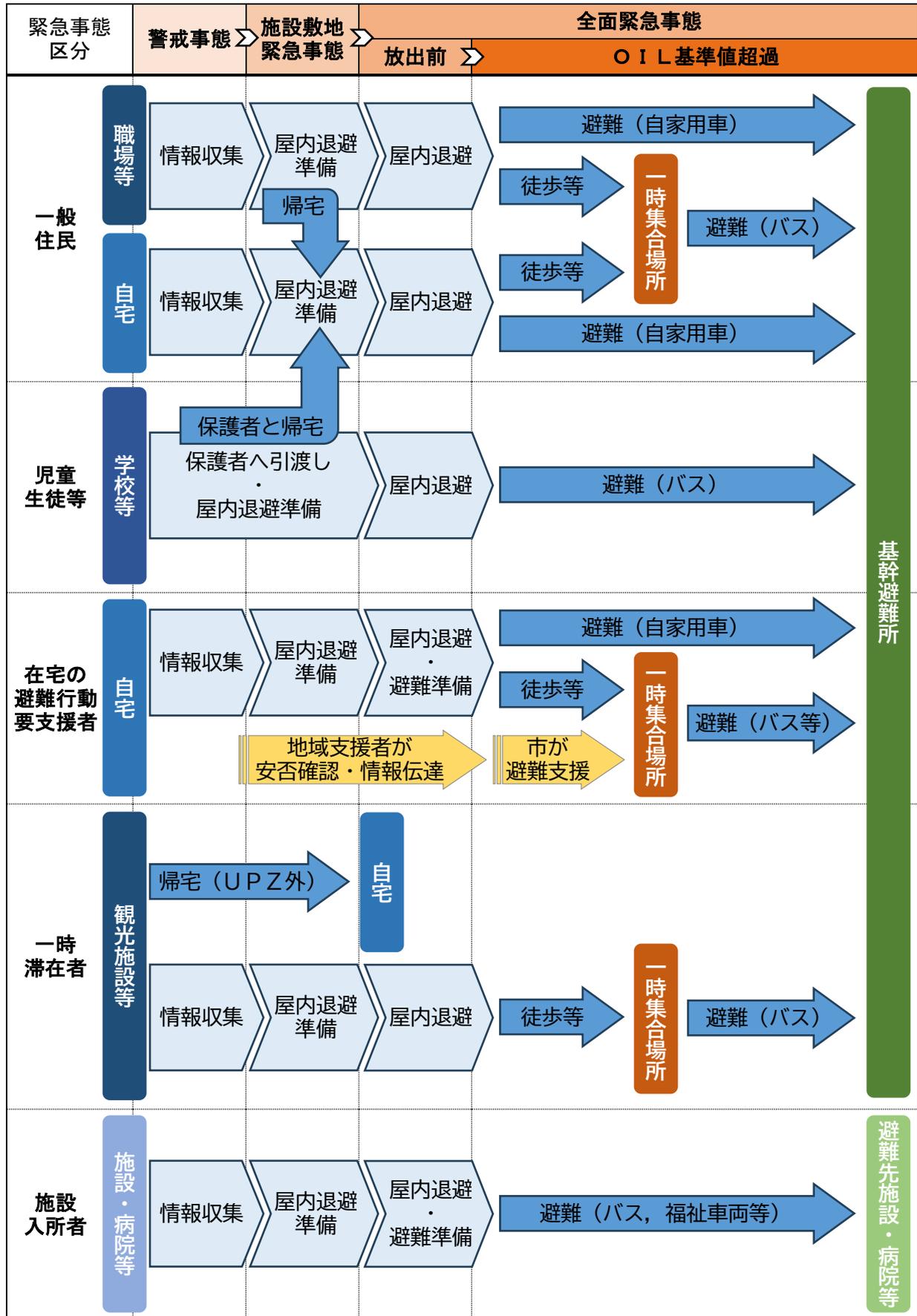
避難又は一時移転の指示が発せられた段階で帰宅できない場合については、最寄りの一時集合場所から住民とともにバス等により避難する。

5 社会福祉施設等入所者・病院等入院患者の避難等

社会福祉施設等入所者・病院等入院患者については、健康状態に配慮しながら、あらかじめ定めたUPZ外の社会福祉施設等・病院等医療機関に施設が所有する車両又は県がバス等配車オペレーションシステムにより手配する福祉車両等により移送することを基本とする。

社会福祉施設等・病院等医療機関の管理者は、施設敷地緊急事態の段階から、避難先に受入れを要請する。その後、避難又は一時移転の指示が発せられた場合、搬送及び避難先の受入態勢が整った段階で避難を開始する。

【避難等の基本フロー】



第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査等

1 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に、適切なタイミングで安定ヨウ素剤を服用することで、甲状腺に蓄積される放射性ヨウ素の量を軽減させることができる。ただし、安定ヨウ素剤は、甲状腺以外の内部被ばく及び希ガス等による外部被ばくには効果がなく、放射性物質に対する万能の治療薬ではない。

また、40歳以上の方への安定ヨウ素剤の服用効果は、ほとんど期待できないとされ、特に高齢者については、誤嚥^{ごえん}のリスクに配慮するまでもなく、医学的に服用の必要がないことは明らかであるとされている。

(1) 安定ヨウ素剤の事前配布

市では、原子力施設の事故による緊急時において、適切なタイミングで即座に安定ヨウ素剤を服用できるよう、防護措置の一環として、次の表に定めるところにより、事前配布を実施している。

事前配布の対象者	・ひたちなか市の全市民
事前配布の方法	・随時の薬局配布方式（市内及び東海村内の配布協力薬局） ・日時指定の配布会方式（生涯保健センター又は那珂湊保健相談センターにおいて、1歳6か月児健康診査と同時に実施。）

(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布・服用

全面緊急事態に至った場合には、国が原子力施設の状況や緊急時モニタリングの結果などに応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について必要性を判断する。

避難又は一時移転の対象地域に対しては、「茨城県安定ヨウ素剤配布対応マニュアル」によるほか、次の表に定めるところにより、市が緊急配布を実施し、国、県又は市が服用指示を行う。

緊急配布の対象者	・安定ヨウ素剤の事前配布を受けていない方 ・紛失、外出等で安定ヨウ素剤が手元にない方 ・市外からの通勤者、観光客等で全面緊急事態までに帰宅できない方
緊急配布の場所	・原則として一時集合場所

2 避難退域時検査及び簡易除染

(1) 避難退域時検査の場所

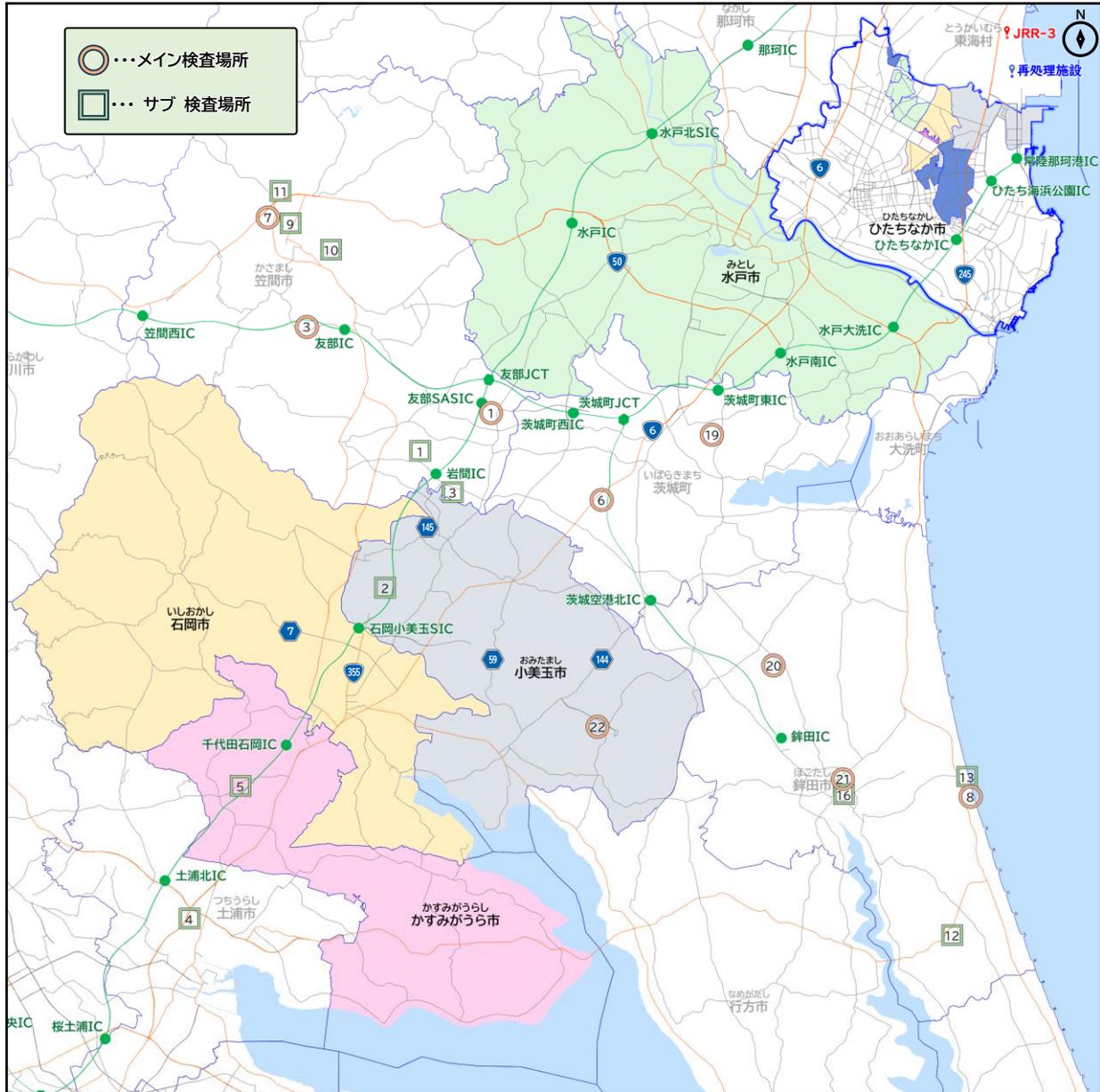
避難先が市内又は水戸市の場合にあつては、移動距離が比較的短く、検査体制の構築に時間的余裕がないことから、基幹避難所において、避難退域時検査を行う。

それ以外の避難先の場合にあつては、避難者は、避難経路上の県が指定する施設において、避難退域時検査を受けた上で、基幹避難所に移動する。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

避難退域時検査及び検査結果が基準値を超えた場合に行う簡易除染は、「茨城県避難退域時検査及び簡易除染実施マニュアル」の定めるところにより、県が主体となって実施する。

【県が設置する避難退域時検査場所の候補地（抜粋）位置図】



メイン検査場所	サブ検査場所
① 友部サービスエリア	① 笠間市岩間海洋センター
③ 笠間パーキングエリア	② 美野里パーキングエリア
⑥ 茨城東高等学校	③ 県農業総合センター
⑦ 旧笠間市役所	④ 土浦合同庁舎
⑧ 鹿島灘海浜公園	⑤ 第1常陸野公園
⑱ 県立消防学校	⑨ 笠間高等学校
⑳ 鉾田農業高等学校	⑩ 笠間芸術の森公園東駐車場
㉑ 鉾田合同庁舎	⑪ 笠間市総合公園
㉒ 空のえき そ・ら・ら	⑫ 鉾田市大洋運動場
	⑬ 大竹海岸駐車場
	⑯ 鉾田第一高等学校

第6章 避難所の開設・運営等

1 避難先自治体との連絡調整

市は、平常時から避難先自治体と協議し、原子力災害時における連絡体制や、避難所の開設・運営の協力のあり方を取りまとめ、避難受入れ対応の円滑化を図るものとする。

緊急時においては、市は、避難先自治体に対し、警戒事態の段階から連絡を密にするとともに、全面緊急事態になった場合には、避難者の受入れについて要請するなど、調整を図る。

また、避難又は一時移転が必要になった場合には、避難先自治体に避難所開設の協力を求める。

2 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

市は、市内の避難所の開設及び運営並びに避難者の誘導・送り出しを行い、市外の避難所の開設については、避難先自治体の協力を得るものとする。

避難所の開設に当たっては、基幹避難所を優先的に開設し、他の避難所については開設準備を行う。

(2) 避難所の運営

避難先自治体が開設し、当初の運営を行っている避難所については、できるだけ早期に市職員を派遣し、運営を引き継ぐものとする。

また、国や他の自治体に支援要員を要請するとともに、避難者のうち自主防災会関係者への協力を呼びかけ、施設管理者やボランティアなどとも連携して避難所運営を行う。

避難所の運営に当たっては、食事や情報の提供、医療体制、教育環境、安全の確保、感染症の予防対策等に留意するとともに、相談窓口の設置など、適切な対応に努める。

(3) 県有施設における避難所

市外の県有施設での避難所の開設・運営は、県が主体的に行うことを基本とする。

(4) 避難者の受入れ期間

市外の避難所における避難者の受入れ期間については、原則1か月以内とし、事故の状況や避難所の利用状況等を踏まえ、必要に応じて避難先自治体と受入れ期間の見直しを協議するものとする。

3 避難所における要配慮者の支援

要配慮者への対応については、家族による支援を基本としつつ、必要に応じて医療、保健又は福祉の関係者やボランティア等の支援要員の確保を国、県、関係機関等に要請するほか、設備面等で配慮した専用スペースや福祉避難所を案内するものとする。

4 避難物資の確保

市は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、市が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じて国、県、避難先自治体に要請し、迅速に確保するものとする。

また、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が、迅速かつ円滑に受けられるよう、国及び県と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

5 避難状況の確認

市は、県と連携し、警察等の実動組織の協力を得て、住民が避難済みであること等の確認を行うものとする。

また、避難者の所在について、避難所において作成する避難者名簿により確認するほか、避難所以外に避難した住民からの申告や、警察、消防等の関係機関からの報告などにより、把握に努めるものとする。

6 避難が長期化した場合の対応

市は、避難が長期化した場合には、国及び県と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるよう調整を図るとともに、応急仮設住宅の迅速な提供や公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんなどにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

第7章 複合災害への対応

1 複合災害への対応の基本的な考え方

自然災害及び原子力災害の同時発災など、複合災害への対応について、「防災基本計画」においては、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本としている。

あわせて、複合災害への対応に当たっては、本市が基礎自治体として実施する事項と、国や県等と連携して実施する事項をあらかじめ整理した上で、災害の規模・態様に応じて判断し、臨機応変に対応することとする。

2 自然災害に対する避難行動と放射線防護措置の関係

(1) 地震との複合災害の場合

地震により自宅等が倒壊した住民は、地震に対する避難行動を最優先で行い、市が開設する近隣の指定避難所で屋内退避をする。

その後、原子力災害に係る避難又は一時移転の指示が発せられた場合には、地震による影響や余震に注意しながら、避難先自治体に避難する。

(2) 津波との複合災害の場合

屋内避難の指示が発せられた場合において、津波到達のおそれがあるときは、津波浸水想定区域の住民は、指定避難所等に避難し、安全を確保した上で屋内退避をする。

その後、原子力災害に係る避難又は一時移転の指示が発せられた場合においても、津波に対する避難行動を優先し、津波警報の解除後に避難先自治体に避難する。

(3) 風水害との複合災害の場合

屋内退避の指示とともに、台風等の風水害に係る避難指示が発せられた場合には、自宅や近隣の指定避難所など、洪水のリスクを回避できる場所で屋内退避をする。

その後、原子力災害に係る避難又は一時移転の指示が発せられた場合においても、激しい風雨の中で無理に避難することはせず、安全を確保した上で、避難先自治体に避難する。

3 避難先及び避難経路の多重化

(1) 第二の避難先の確保

避難先自治体が被災し、本市からの避難者の受入れが困難となった場合には、県と連携して第二の避難先の被災状況等を確認した上で、避難先を決定する。

第二の避難先の候補地については、県があらかじめ確保し、事前の割当ては行わずに、災害の規模や被災状況に応じて、柔軟に受入れの調整を行うこととする。

(2) 代替経路の選定

自然災害等により、避難経路の通行に支障が生じた場合に備え、あらかじめ複数の代替経路を選定するものとする。

また、避難経路の被災状況については、国、県、道路管理者等と連携して情報を共有し、迂回路や代替経路の情報とともに住民等に提供する。

4 原子力災害の同時発災

日本原子力発電株式会社の「東海第二発電所」との同時発災の場合には、住民等の2段階の避難を避けるため、東海第二発電所の事故の事態が悪化する見込みであれば、東海第二発電所の事故に対する防護措置を採ることとする。

5 国，県等との連携

影響が広範に及ぶ原子力災害においては、市単独での対応は困難であり、特に自然災害との複合災害が発生した場合については、国や県など関係機関と連携を密にする必要がある。主な事項としては、次のようなものが挙げられる。

◆国，県等において対応を図る事項

- ・通行に支障が生じた避難経路や緊急輸送道路など主要幹線道路の道路管理者による応急措置
- ・警察組織による交通規制や避難住民の誘導
- ・海上保安庁や自衛隊による対応要員の派遣
- ・緊急時モニタリングセンター等によるモニタリングポストの修理や代替となる可搬型モニタリングポストの設置
- ・その他広域にわたる対策

